

# 令和7年度分 提案公募型地域活性化事業 「協働のまちづくり部門」募集要領

## 1 提案公募型地域活性化事業とは

この事業は、住民団体やボランティア団体、NPOなどの住民組織の自主的・自発的な活動を支援するために、住民と協働して自治体経営の推進の理念に基づき、その活動に対して必要な財源と権限を移譲して、住民自治を促進するために創設しました。

## 2 詳細

### (1) 事業概要

- ・ 町の総合計画に掲げる施策を実現させるもので、皆さんが主体となった団体が実施する事業経費の一部を町が負担します。
- ・ 事業は、町と実施団体の間で、役割などの協定を結び、「協働事業」として実施することとなります。
- ・ 今回は、令和7年度（令和7年4月1日～令和8年3月31日）に実施する事業の募集です。

### (2) 事業例

令和3年度にスタートした「まちの未来計画（岡垣町第6次総合計画）」では、町の将来像を「自然と共生する しあわせ実感都市 岡垣」と設定しており、その将来像を実現するために5つの基本目標を定めています。よって、5つの基本目標を実現するための事業が対象となります。

#### ①自然を守り、活かし交流を生むまち

- 例：・ 松枯れや絶滅危惧種の調査研究
- ・ 「自由研究お助け企画！岡垣自然探検隊！」（岡垣の自然を説明しながら歩く自然満喫ウォーキングの実施）
  - ・ 海岸清掃&ビーチフラッグ大会の実施
  - ・ 各小学校での家庭ごみ分別クイズ大会の実施

#### ②地域資源を活かし発展するまち

- 例：・ 岡垣町観光協会と連携したワーケーションプランの創設
- ・ 新規就農者希望者や週末農業者に向けた就農支援や漁師体験などの体験イベントの実施
  - ・ 規格外品の地場商品などの販売会の実施や、地場商品（野菜・果物・海産物）の頒布会などの実施

- ・「岡垣“映え”マップ」の作成、地域資源を活用した映画製作「あいのり in 岡垣」などの町のPRにつながる取組

### ③人・つながりが育つまち

- 例：
- ・子育て世代が交流できるようなイベントの開催
  - ・町立公民館を活用した地域の大人が子供に教える寺子屋塾のような事業の実施
  - ・岡垣の歴史探索を目的としたウォーキング大会イベントの実施
  - ・モルック大会の実施（世代間交流）

### ④誰もが元気で自分らしく暮らせるまち

- 例：
- ・認知症、生活習慣病の予防を目的とした研修会の開催
  - ・要介護状態の予防を目的とした軽度の運動教室の実施
  - ・日本語が不慣れな外国人在住者にむけて「やさしい日本語サポーター」の講演会を実施
  - ・「元気で長生きクッキング教室」の実施
  - ・福祉教育の実施（車椅子の乗車体験、バリアの体験キャンプ等）

### ⑤安全・快適に暮らせる持続可能なまち

- 例：
- ・海老津駅周辺の空き店舗等の低・未利用地を活用した活性化事業
  - ・空き家などを活用した世代を超えた交流イベントの開催
  - ・空き店舗などの調査、マップの作製
  - ・通学路のイルミネーション設置
  - ・防災キャンプの実施

## （3）補助費の額及び対象経費

- ・原則として1事業につき事業費が10万円以上のものとし、次に掲げる経費の2/3以内、40万円を限度とします。

対象となる経費は、講師等の謝金、旅費、通信運搬費、需用費、委託料、使用料及び賃借料、原材料費、備品購入費、保険料、雑費等です。

※以下の経費は対象外となります。

- ・団体を構成する者に対する支出（構成員が代表を務める団体、会社等含む）
- ・団体を運営するための経費や備品購入費等、当該事業の実施に直接関係しない経費

## （4）事業の要件

- ・対象となる事業は、次の要件をすべて満たす事業とします。
  - ①まちの未来計画(第6次総合計画)のまちづくりの方針に合致したものであること。
  - ②町民全体、または町外も含めた住民を対象にした事業であり、自治区単位や小学校区など一部の地域の住民に限定した事業ではないこと。
  - ③政治的活動を目的とするものではないこと。

- ④営利を目的とするもの、またはそれに準ずるものではないこと。
- ⑤ほかの補助金の対象となっている事業ではないこと。
- ⑥3月31日までに事業を終了する単年度事業であること。  
(ただし、事業終了後の事業評価で、翌年度以降も同じ事業を展開することで、さらに事業の効果が得られると認められるものは、当年度を含め3か年に限り継続して同一の企画提案も可能とする)
- ⑦町から補助金を受けている団体などの申請も可能であるが、同じ内容で既に補助を受けている事業は対象外とする

#### (5) 実施団体の要件

- ・ 応募できる団体は、次の要件をすべて満たす団体とします。
  - ①自治区、住民団体、ボランティア団体、NPOなど民間の非営利団体であること。ただし、法人格の有無は問わない。  
\*民法上の公益法人、社会福祉法人等の特別法による法人、営利企業等は除く。
  - ②不特定かつ多数の住民の利益（公益）増進に寄与する活動を行っている団体、若しくはこれから行おうとする団体であり、単なるグループではなく、団体としての目的と意思、継続できる組織を有するもの。（具体的には、代表者、規約等が整備されていること）
  - ③10人以上の構成員を有する団体であること。
  - ④宗教活動を主たる目的とする団体ではないこと。
  - ⑤特定の公職者（その候補者を含む）又は政党を推薦し、支持し、又は反対することを目的とする団体ではないこと。
  - ⑥暴力団でないこと、また暴力団若しくは暴力団の構成員の統制の下にある団体ではないこと。

#### (6) 審査及び事業の採用の決定

- ・ 要件を満たしているか確認するための書類審査、審査委員会での一次審査、必要に応じてプレゼンテーションをしていただきます。
- ・ 審査にあたっては、提案の具体性や実現性等を考慮して決定します。

#### (7) 事業成果の公表

- ・ 事業実施期間終了後、事業の評価を行うとともに、その成果を町広報及びホームページなどで公表させていただきます。

#### (8) 協定書の締結について

- ・ 事業目的・役割・責任分担・経費負担などについて協定書を締結します。
- ・ 協定書の締結にあたっては、提案された企画を基に細部について打ち合わせを行い、協議の上、企画の内容を一部変更することがあります。

### 3 事業の流れ

時 期	内 容
令和6年11月25日	募集開始
令和6年12月16日まで	募集期間
令和7年 1月上旬	書類審査（必要に応じて、団体から提案説明）
1月下旬	審査委員会での審議
2月上旬	審査結果通知（事業採択可否の通知）
3月下旬	詳細な打ち合わせ後、協定書の締結
4月～令和8年3月	事業実施
事業終了後	事業報告書の提出
事業報告書の審査後	補助金のお支払い

### 4 応募の方法等

(1) 応募期間 令和6年12月16日（月）まで

(2) 必要書類（各書類に添付書類があります。）

- ・ 企画提案書（様式第1号）
- ・ 収支予算書（様式第2号）
- ・ 団 体 調 書（様式第3号）
- ・ 事業計画書（様式第4号）

(3) 提出・問い合わせ先

岡垣町役場 地域づくり課 コミュニティ係（本館2階）

電話 282-1211（内線288）

(4) 提出方法 上記まで持参してください。